

11月はSTOP! 児童虐待 児童虐待防止月間

毎年11月を『児童虐待防止推進月間』と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などさまざまな取り組みを集中的に実施しています。

児童虐待とは

養育者（保護者など）が、こどもの身体や心を傷つけ、健全な成長や発達を阻害する行為全般を指します。

身体的虐待	しつけのために叩く、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせるなど
性的虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する 重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い こどもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

こんなサインはありませんでしたか

こどものサイン

- いつもこどもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 衣類やからだがいいつも汚れている
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまでひとりで遊んでいる

保護者のサイン

- 地域などと交流がなく孤立している
- こどもを家においたまま外出している
- こどもの養育に関して否定的、無関心である
- こどものけがに対して不自然な説明をする

虐待かも？と思ったら

児童相談所 虐待対応ダイヤル



189

(イチハヤク)

『かも』で大丈夫。

気になったらまずお電話を。

189



お電話
ください

近くの児童相談所に
つながります



こちらでも 対応可能です

筑西児童相談所
☎0296(24)1614
町こども未来課
☎(84)3618
境警察署
☎(86)0110



親子のための相談 LINE

子育てや親子関係について
悩んだときに、こども(18歳未満)
とその保護者の方などが相談できる
窓口です。

匿名（LINE上の名前と
アイコン）でも相談が
できます。



左記二次元コードを読み取り、公式LINEアカウント
「親子のための相談LINE」を友だち登録します

画面上の説明を確認した後、LINEトーク画面上の
「チャットで相談する」ボタンをタップします

お住まいの都道府県・市町名を選択し、相談画面を開きます

利用者情報を入力すると相談が開始されます
(ニックネーム以外の入力任意です)



○お問い合わせ こども未来課 ☎(84)3618(直通)

